

伝染性の病気の登校制限についての規則が昨年から変わりました

学校で予防すべき伝染病

一. 第一種の伝染病... なおるまで出席停止
エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
現在日本にはほとんどありません。

二. 第二種の伝染病... 病気毎に出席停止期間が決められているが医師が伝染のおそれがないとすればこの限りではない。

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふく)、結核

三. 第三種の伝染病... 医師が伝染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

四. その他の伝染病... 条件によっては出席停止が考えられるもの



(一) インフルエンザ
解熱した後二日を経過するまで。

(二) 百日咳
特有な咳が消失するまで

(三) 麻疹(はしか)
発疹に伴う発熱が解熱し二日を経過するまで。

(四) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
耳下腺の腫脹が消失するまで。

(五) 風疹
紅斑性の発疹が消失するまで

(六) 水痘(みずぼうそう)
すべての発疹が痂皮化(黒くなる)まで

(七) 咽頭結膜熱(プール熱)
主要症状が消失した後二日を経過するまで。

(八) 結核
症状により伝染のおそれがないと認められるまで。

(九) 腸管出血性大腸菌感染症(O157など)

医師により伝染のおそれがないと認められるまで

(十) 流行性角結膜炎(はやり目)
医師により伝染のおそれがないと認められるまで



(十一) 急性出血性結膜炎(アポロ病)
医師により伝染のおそれがないと認められるまで。

(十二) 溶連菌感染症
治療開始後二十四時間を経て全身状態が好ければ登校可。

(十三) ウイルス性肝炎
本人の状態がよければ登校可

(十四) 手足口病
全身状態良ければ登校可

(十五) 伝染性紅斑(りんご病)
全身状態良ければ登校可

(十六) ヘルパンギーナ
全身状態良ければ登校可

(十七) マイコプラズマ

全身状態が良ければ登校可

(十八) 流行性嘔吐下痢症
症状回復後、全身状態良ければ登校可

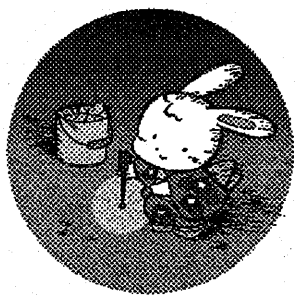
通常出席停止の措置の必要のないもの

① アタマジラミ
学校での処置、一斉に駆除

② 水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)
水泳でビート板、浮き輪の共用はしない

③ 伝染性膿痂疹(とびひ)
集団の場では病巣を有効な方法で覆う。
プール、入浴はさける。

受診の時は、健康手帳をお持ち下さい。



7月・8月の休診日

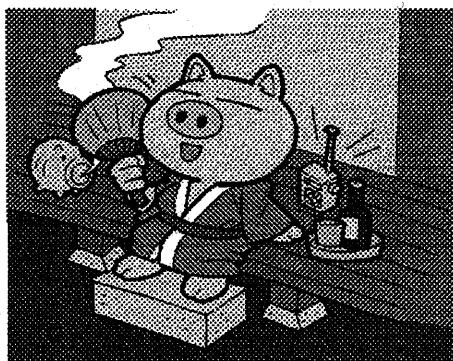
(日曜・祭日)

水曜・土曜・第一火曜午後)

8月14日(月)~

8月16日(水) 盆休

休診



みなさんの質問や投稿をお待ちしております。
☆受付けからのお願い
月初めには必ず保険証を受付けにお出し下さい。
診察券は毎回お持ち下さい。